

株式会社リベルケア
自費サービス利用契約書

株式会社 リベルケア

甲（利用者）_____と乙 株式会社リベルケア とは、当社看護師等による自費サービス利用にあたり下記の通り、自費サービス利用契約を締結する。

（サービスの提供目的）

第1条 乙は甲に対し、日常生活の支援等を目的とし、自費サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、 年 月 日から 年 月 日
までとします。

2 本条の契約期間満了の1か月前において、甲乙双方異議の無い場合は、本条の契約期間満了の翌日から1年間を期間とし、本契約を更新し、以後も同様とする

（自費サービスの基本内容及びサービスの変更）

第3条 甲から申込のあった内容のサービスを提供します。なお、提供するサービスの変更については、甲は乙へ申し出ることによって、随時変更ができます。

（居宅介護支援事業所・訪問介護事業所等との連携）

第4条 乙は、甲に対して自費サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等との密接な連携に努めることなどにより、甲の心身の状況や置かれている環境などの状況を把握するように努めます。

（利用料等）

第5条 乙が提供する自費サービスの費用は次号のとおりとします。

- 2 利用者1人に対して30分につき4,400円（税込）
- 3 甲が乙の提供する自費サービスをキャンセルする時は、原則としてサービスを受ける前日までに乙へ連絡することとします。
- 4 甲がサービスを受ける当日にキャンセルした場合、甲は乙に対し、自費サービスの費用の全額を負担します。また、連絡なくサービスの提供時間に不在であった場合も同様とします。
- 5 乙は甲に対し、自費サービス利用の翌月に請求された費用を乙が指定する口座へ振込によって支払います。

（利用料等の滞納）

第6条 甲が正当な理由なく、乙に支払うべき利用料等を2カ月以上滞納した場合において、乙が甲に対して滞納額を支払うよう相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、全額の支払がないとき、全額の支払があるまで甲に対する自費

サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。

- 2 乙が甲に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、2週間経過しても全額の支払が無いときは、乙はこの利用契約を解除することができます。

(契約の終了)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 第2条に定める契約期間が満了したとき。
- (2) 甲が死亡したとき。
- (3) 第6条に基づき、契約の解除がなされたとき。
- (4) 第8条に基づき、甲又は乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

(乙及び甲の契約解除権)

第8条 甲は乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合、1ヶ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

- 2 乙は甲が著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申入れにもかかわらず改善の見込みがなく、第1条の有料サービスの提供目的を達成することが不可能となったとき、1ヶ月以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

(損害賠償)

第9条 乙は、甲に対する自費サービスの提供にあたって、事故が発生し、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに甲に対して損害を賠償します。

ただし、甲又は甲の家族に対して重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

(緊急時の連絡先等)

第10条 甲の指定する連絡先は、次のとおりです。

氏名	住所	緊急連絡先	乙との関係

(秘密保持)

第11条 乙及び乙の従業員は、正当な理由のない限り、甲に対する自費サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

2 乙は乙の従業者が退職後、在職中知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

(苦情処理)

第12条 甲又は甲の家族は、提供された自費サービスに苦情がある場合、いつでも次の苦情処理担当者に苦情を申し立てることができます。

【苦情処理担当窓口】株式会社リベルケア 金田幸信

【電話】080-7666-0652

2 乙は甲又は甲の家族からの苦情に対し、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

(契約外事項)

第13条 本契約の解釈及びその効力その他の事項について生じた疑義または契約に定めない事項については、乙と乙の家族及び甲の協議により誠意を持って、解決するものとします。

(管轄裁判所)

第14条 本契約についての全ての紛争は、乙の各施設の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙は記名の上、各自1通保有することとします。

年 月 日

以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。

利用者（甲） 住 所
氏 名
電 話

代理人 住 所
氏 名
電 話

事業者（乙） 所在地 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 28 番 12 号
事業所名 株式会社 リベルケア
代表取締役 清原 達觀